

富士見市民と官の連携による公共サービス改革検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 企業、NPO等の民間団体と市との役割分担等を踏まえ、市の実施する公共サービス（行政処分を除く。以下同じ。）を見直し、より効果的な公共サービスを構築するため、民と官の連携による公共サービス改革検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について、検討、審査、評価等を行い、その結果を市長に提言する。

- (1) 事業仕分けに基づく民と官の役割分担に関する事項
- (2) 民と官の連携施策の推進に関する事項
- (3) 補助金の交付基準等に関する事項
- (4) その他前条の目的を達成するために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、行政運営又は企業経営に関して高い識見を有する者その他の学識経験者及び公募に応じた者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わるができない。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第9条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総合政策部政策財務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年5月27日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行後最初に委嘱される第4条第1項の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。